

第 1 章 初動期の活動

第 1 節 組織動員計画

町は、地震による災害が発生した場合に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第 1 組織体制

1. 警戒配備体制の活動

町域において、震度 4 を観測した場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

(1) 掌握事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策等の収集・分析に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること

2. 災害警戒本部の設置・廃止の基準等

次の設置基準に該当する場合は、役場に災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 町域において、震度 4 を観測し、小規模な災害が発生したとき。
- イ その他特に町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他災害警戒本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

(災害警戒本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び業務分掌に準ずる)

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ 災害予防及び災害応急対策に関すること
- オ 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- カ その他災害警戒本部長が必要と認める事項

(4) 災害警戒本部の設置又は廃止等の関係機関への通知

町長は、災害警戒本部を設置し若しくは廃止したときは、その旨を知事及び関係機関に通知するとともに庁内放送等により速やかに周知徹底を図る。

(5) 災害警戒本部の組織

- ア 災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

- i 警戒本部長には副町長をあてる。
 - ii 警戒副本部長には、教育長をあてる。
 - iii 警戒本部員には、各部長、教育次長、議会事務局長、会計管理者をあてる。
- イ 本部事務局
 - i 災害警戒本部には、本部事務局を設ける。
 - ii 本部事務局は、各種情報の管理、初動班の活動状況の把握、防災活動の調整を行う。
 - iii 本部事務局は、住民課に置き、初動配備要員は職員の中からあらかじめ定めておくものとする。

(6) 配備指令の伝達

本部の組織及び事務分担は次のとおりである。

(7) 災害警戒本部の組織

ア 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出されたときは、防災担当部長から各部長を経て各職員に伝達するとともに、速やかにその旨を周知させるものとする。

イ 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常召集

勤務時間外において配備指令が出されたときは、各部長は所属職員を直ちに非常召集しなければならない。召集の方法は原則として次の方法による。

- i 電話（非常順次通報装置の活用）
 - ii 勤務時間外において、町内に震度4を観測した場合、自動配備とする。
- ウ 非常召集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。
- エ 配備指令が出された場合、動員を受けない職員にあっては、自宅待機とする。

3. 災害警戒本部の設置又は廃止の通知

町災害警戒本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に町災害警戒本部の設置又は廃止を通知するものとする。

- (1) 大阪府知事
- (2) 豊中市北消防署能勢町分署長
- (3) 能勢町消防団長
- (4) 豊能警察署長
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
- (6) 近隣市町長
- (7) 報道機関

第2 災害対策本部の活動体制

1. 災害対策本部の設置基準

能勢町災害対策本部条例の規定に基づき、以下の基準により災害対策本部を設置する。

- (1) 町域で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

2. 災害対策本部の廃止基準

町長は、次の場合に本部を廃止する。

- (1) 町の地域において災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他町長が適当と認めたとき

3. 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部が設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に災害対策本部の設置又は廃止を通知するものとする。

- (1) 大阪府知事
- (2) 豊中市北消防署能勢町分署長
- (3) 能勢町消防団長
- (4) 豊能警察署長
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (6) 近隣市町長
- (7) 報道機関

4. 災害対策本部の組織

- (1) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

- ア 本部長には、町長をあてる。
- イ 副本部長には、副町長、教育長をあてる。
- ウ 本部員には、各部長、教育次長をあてる。

- (2) 本部事務局

- ア 災害対策本部には、本部事務局を設ける。
- イ 本部事務局は、各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。
- ウ 本部事務局は、住民課に置き、その要員は、防災関係業務を分担する各課より指定された職員をあらかじめ定めておくものとする。

- (3) 本部連絡員等

災害対策本部員を補佐するため、本部連絡員を置く。

本部連絡員は事務局に詰め、災害対策本部会議等での決定事項の連絡や各課の活動状況等の把握を行う。

＜能勢町災害対策本部の組織＞

本部長	副本部長	本 部 員
町 長	副町長 教育長	各部長 教育次長

（４） 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長が必要に応じて召集する。

災害対策本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること
- イ 動員配備体制に関すること
- ウ 各部間の連絡調整事項の指示に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること
- オ 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること
- カ 災害救助法の適用要請に関すること
- キ 近隣市町との相互応援に関すること
- ク その他災害に関する重要な事項

（５） 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、役場内に設置する。ただし、災害の規模その他状況により応急対策の推進を図るため必要があるときは、町長は他の適切な場所に設置することができる。この場合、各関係機関にその旨を連絡するものとする。

（６） 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順番で代行する。

＜災害対策本部の組織体制と事務分掌＞

資料 1－2 3 災害対策本部の組織体制と事務分掌

第 3 動員配備体制

1. 動員配備計画

地震が発生し、又はそれに伴う災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、地震災害時における職員の配備等に関して、①本部員（配備要請時は常時参集、②参集対象外現場相当職員③参集対象職員（①②以外の全職員）に区分し、③の参集対象職員を第 1 班から第 3 班までを編成し、次のとおり定める。

（１） 配備基準

職員の配備は、次に示す基準による。町域で震度 5 弱以上の地震を観測した場合は、全職員による C 号配備を行う。

種別	配 備 時 期	配 備 内 容	配備職員数
B号 配備体制	①震度4の地震を観測したとき ②中規模の災害が発生したとき ③その他必要により町長が当該配備を指令するとき	災害に対する警戒若しくは 応急対策を実施する体制	3班体制のうち2班参集
C号 配備体制	①震度5弱以上の地震を観測したとき ②大規模の災害が発生したとき ③その他必要により町長が当該配備を指令するとき	町の総力を挙げて防災活動 を実施する体制	全職員

(2) 配備指令

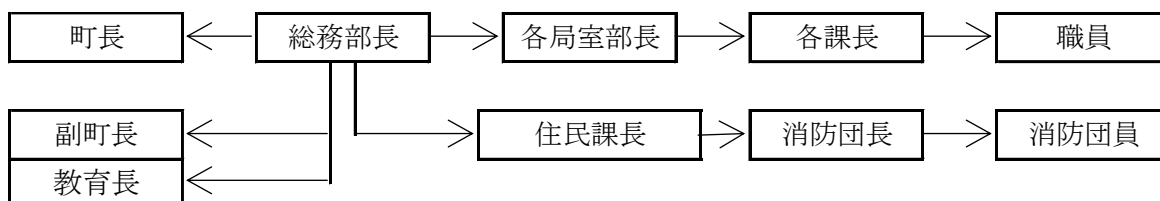
職員の動員は、前項の区分に従い町長が決定し、指令するものとする。なお、震度5以上の地震を観測した場合、自動参集とする。

2. 配備指令の伝達及び活動

(1) 勤務時間内における連絡体制

ア 町域において震度4以上の地震を観測した場合は、住民課は、速やかに町長、副町長、教育長及び関係部長等に連絡するとともに、庁内放送等を通じて職員に動員配備体制等について伝達する。

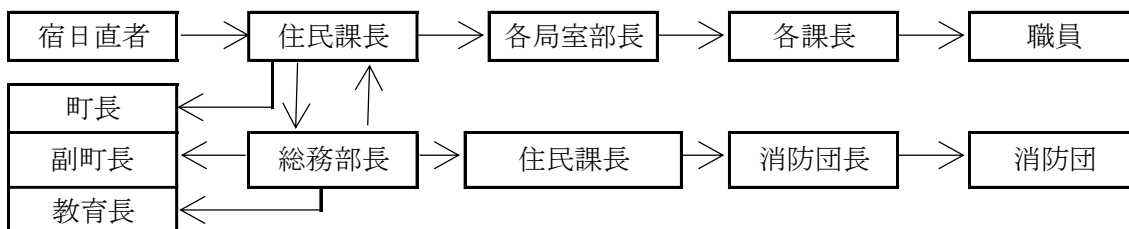
イ その他、職員の動員配備を発令したときなど必要に応じ、上記と同様の措置をとる。



(2) 勤務時間外における連絡体制

ア 町の宿日直者は、町域において震度4を観測した場合又は町域に被害が発生した場合には、速やかに住民課長に連絡する。

住民課長は、総務部長に連絡し、必要に応じ町長、副町長等に連絡する。



イ 住民課は、職員の動員配備基準により職員が登庁するまでの間、次の活動を行う。

- 災害発生直後から被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じ府及び関係機関等との連絡調整を行う。

- b. 職員の動員配備基準により職員が登庁してきたとき、被害状況等について各課に伝達するとともに、その対策等について指導する。
- (3) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常召集
 - 勤務時間外に町域において震度4を観測した場合、B号配備を伝達する。また、震度5弱以上を観測した場合にはC号配備が自動的に決定され、所属職員を直ちに非常召集しなければならない。召集の方法は原則として次の方法による。
 - ア 電話、メール
 - イ 勤務時間外において、町域に地震が発生し、通信網の途絶等により配備伝達が困難となったときは、C号配備が発せられたものとし、職員は西館3階会議室に自主参集する。
- (4) 非常召集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。
- (5) 配備指令が出された場合、動員を受けない職員にあつては、自宅待機とする。
- (6) 参集場所の周知
 - 参集場所は西館3階会議室とするが、交通の途絶等により庁舎に参集できない場合については、参集可能な避難所としてその旨を職員に徹底する。
- (7) 非常召集及び自主参集を要しない者
 - ア 心身の障がいにより許可を受けて休暇中の者
 - イ 前各号に定める者のほか、所属長がやむを得ない理由のため、勤務できないと認めた者
- (8) 各部長は、所属職員の非常参集(待機)報告書(様式1)により総務部長を経由して町長に報告するものとする。

3. 防災関係機関の組織動員体制

防災関係機関は、災害の規模に応じ災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確に実施できるよう動員配備を行う。

4. 現地災害対策本部の設置

局部的に相当規模の被害が生じた場合において、現地で災害対策本部の事務の一部を行う必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長(町長)により指名された者があたり、現地での災害応急対策活動を行う。

5. 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図って活動する。

様式1 非常参集(待機)報告書

第2節 地震に関する情報等収集伝達計画

町及び防災関係機関は、地震発生後、府をはじめ防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握又は応急対策実施のための情報収集並びに伝達活動を行うものとする。

第1 情報収集伝達

町は、地震発生後直ちに防災行政無線や防災情報システムなどを活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

なお、夜間・休日等勤務時間外における情報の収集伝達については、宿直及び住民課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報を収集伝達する。

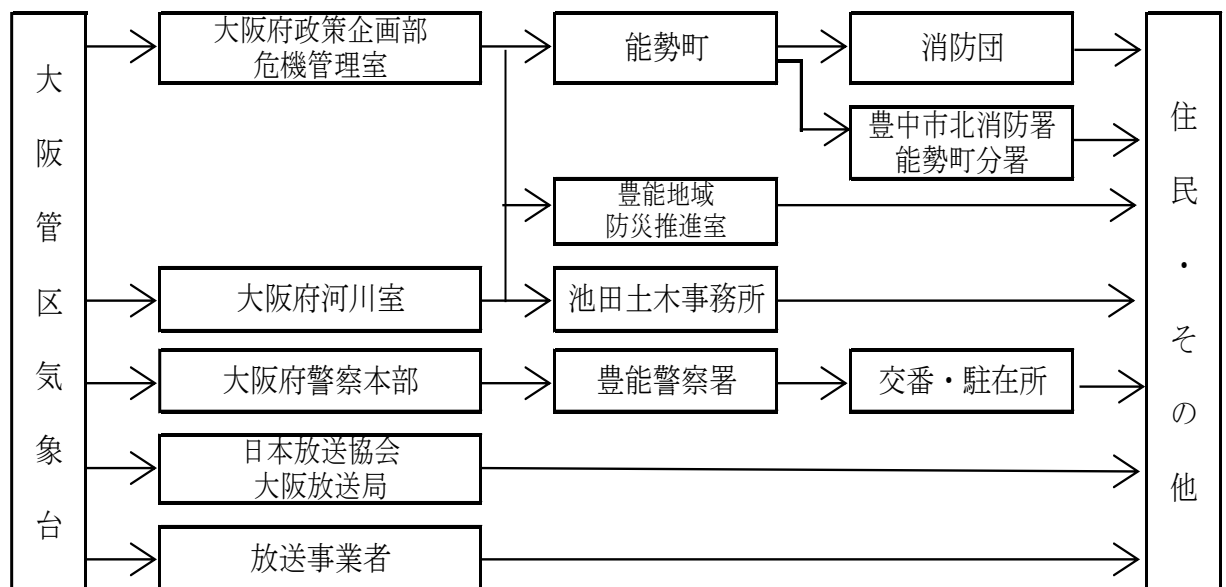
1. 情報の種類

次の情報により被害のある地域、被害規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織、住民などからの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

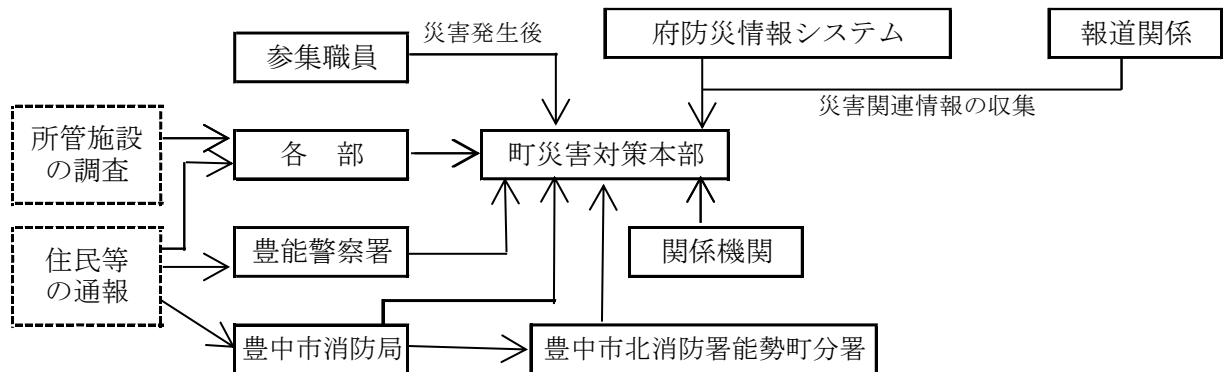
2. 情報の伝達系統

地震情報は、次の伝達系統で伝達される。



(1) 被害情報等の収集経路

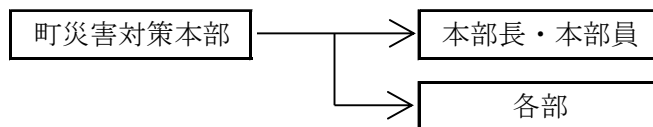
町災害対策本部は、大規模災害においては、本町を含め広域的に被害を受けている場合が想定されることから、府防災情報システム、テレビ、ラジオ等の報道等による情報収集に努める。



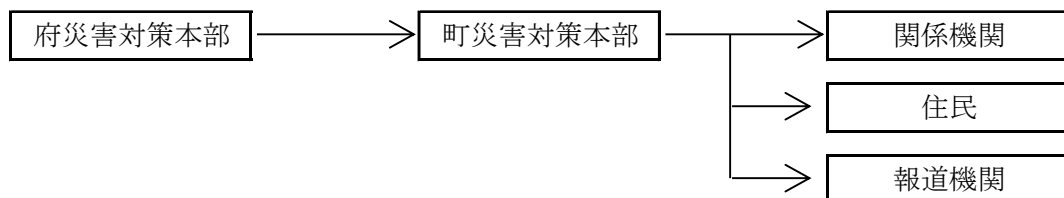
(2) 被害情報等の伝達経路

町災害対策本部は、大規模災害の発生により生じた被害の情報を、庁内や住民及び大阪府等に以下の経路で伝達する。

ア 庁内伝達系統



イ 庁外伝達系統



3. 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）に基づき原則として府防災情報システムに入力するが、故障などの原因により使用ができなくなった場合は、府防災行政無線や電話・ファクシミリなどによって報告する。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府又は国（消防庁）に報告する。
- (2) 府への報告が通信の途絶などによりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

第2 異常現象発見時の見通

堤防からの漏水や、地割れ・湧き水の出現、井戸水位の急激な変動等で、災害が発生する恐れのある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官及び消防吏員に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

第3 通信手段の確保

町は、災害発生後の緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

1. 大阪府防災行政無線の利用

災害時における災害応急を迅速かつ円滑に実施するため、府と府の出先機関及び府下市町村並びに防災関係機関を結ぶ無線網で、町は災害の予防及び災害復旧対策等における防災関係機関の情報並びに気象予警報時の収集伝達を行う。

2. 府防災行政無線情報システム

府は、防災情報システムを活用し気象情報や地図情報システムなど府からの情報収集や被害状況報告など府への情報提供を行う。

3. 電気通信設備の優先利用

町は、災害応急対策の実施について緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株式会社に対し、非常・緊急扱いの電話または非常緊急扱いの電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

4. 非常通信

災害のため、有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合において、災害発生 of 通報、人命救助、被災者の救護、応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、非常無線通信によりこれを行うものとし、防災関係機関は最寄りの無線局に発信を依頼するものとする。

<通信経路>

能勢町 住民課	A	7.0k	豊能警察署 (総務課)	∞∞	府警本部 (通信指令室)	~~	府庁 (政策企画部危機管理室)
	A	同一場所	能勢町	∞∞	豊中市消防局 (指令室)	∞∞	府庁 (政策企画部危機管理室)

凡例 使送区間
 ∞∞ 無線区間
 ~~ 有線区間

5. その他の通信手段

携帯電話、アマチュア無線等の活用を図る。

第 4 被害状況調査の報告基準

被害状況等報告様式に基づき必要な事項を府へ報告する。

資料 1－2 2 被害状況報告基準

様式 8 災害概況即報

様式 9 被害状況等報告様式

第3節 災害広報計画

(3-33と同文)

町及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ広く住民に対し、正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

第1 災害広報

町は、平常時広報手段を活用するほか、避難所への広報誌の掲示等の多様な方法により広報活動を実施する。

第2 広報内容

1. 災害発生直後の広報

- (1) 地震発生時に係る気象情報及び被害の状況
- (2) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (3) 避難行動要支援者への支援呼びかけ など

2. その後の広報

- (1) 二次災害の危険性
- (2) 被災状況とその後の見通し
- (3) 被災者のために講じている施策
- (4) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (5) 医療機関などの生活関連情報
- (6) 交通規制情報
- (7) 義援物資等の取扱い
- (8) 安否情報 など

第3 広報方法

1. 住民への広報

状況に応じて、次の方法をもって広報活動を行うものとする。

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 避難所への職員の派遣、広報誌、チラシの掲示、配布
- (4) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (5) パソコン通信（電子掲示板）、インターネットの活用
- (6) 点字やファクシミリ等多種多様な手段の活用により視覚障がい者、聴覚障がい者などに配慮したきめ細やかな広報

第4 災害時の広報体制

町は、次の広報体制をとる。

(1) 町長が指名する災害広報責任者による情報の一元化

(2) 広報班の役割

ア 各班への広報資料の作成依頼、取りまとめ

イ 防災関係機関等の連絡調整

第 5 広聴活動の実施

町及び関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファックスを備えた窓口を開設する等の積極的な公聴活動を実施する。

第4節 広域応援等の要請・受入れ計画

(3-35と同文)

町及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町に対して応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期するものとする。

第1 府等への応援の要請

町長は、単独で十分に被災者に対する援助等の応急措置が実施できない場合は、迅速に関係機関へ要請する。

第2 他の市町への応援要請

町長は、町単独で十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に相互応援協定に基づく応援を要請する。

1. 要請内容

- (1) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長若しくは、指定公共機関の職員派遣の要請（災害対策基本法第29条第2項）
- (5) 指定地方行政機関若しくは、特定公共機関の職員の派遣の斡旋要請（災害対策基本法第30条第1項）
- (6) 知事に対し他市町村若しくは、特定地方公共機関の職員派遣の斡旋要請（災害対策基本法第30条第2項）

2. 要請方法

以下の事項を記載した文章をもって行う

- (1) 職員の派遣
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - オ その他必要な事項
- (2) 派遣職員の斡旋
 - ア 派遣職員の斡旋を求める理由
 - イ 派遣職員の斡旋を求める職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - オ その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

第3 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点等その他適切な場所へ受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートなどの準備に万全を期する。

1. 誘導

応援に伴い誘導の必要があった場合は、豊能警察署と連携し物資の搬送拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ案内者を確保する。

2. 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡調整者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。

3. 資機材の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 受入れ体制の確立

応援部隊の受入れ先及び活動拠点は、町役場付近を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、町災害対策本部会議において決定する。

< 応援部隊の集結場所 >

能勢町浄るりシアター	(所在地) 能勢町宿野30番地
------------	-----------------

資料1-20 協定等締結状況一覧表

第 5 節 自衛隊の災害派遣要請計画

(3 - 3 7 と同文)

町長は、住民の生命又は財産を保護するため、自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請要求を行う。

第 1 災害派遣要請基準

1. 災害派遣要請基準

町長及び府、並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合、又は事態が急迫した緊急措置を要する場合で、災害に際し人命又は財産を保護するため自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請するものとする。

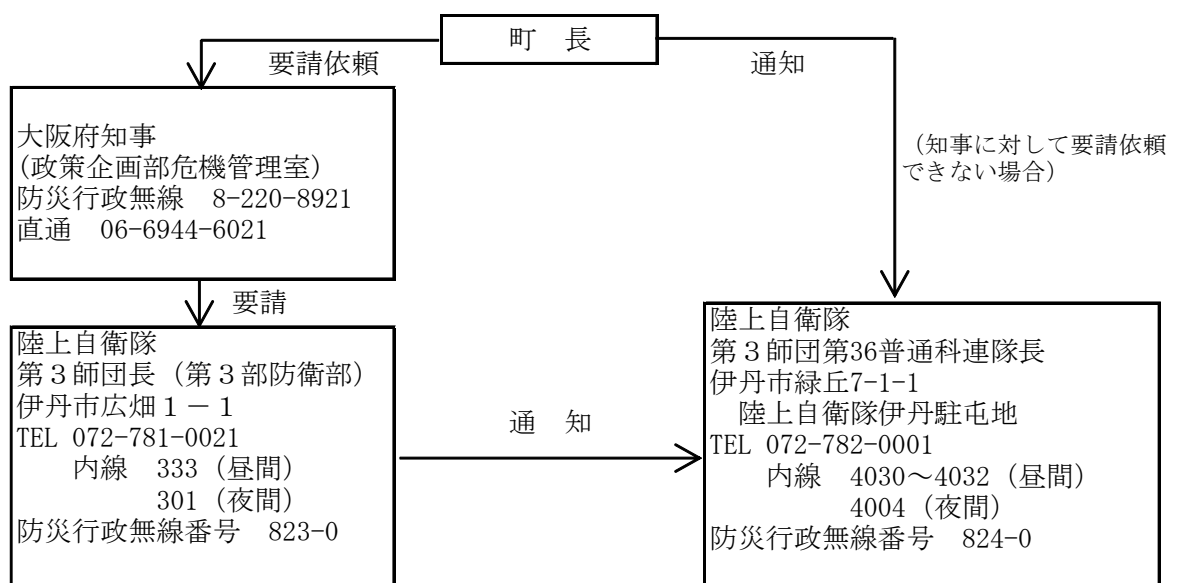
第 2 災害派遣要請依頼

1. 知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼しようとする場合は、災害派遣要請書に次の事項を記載して行うものとするが、緊急を要するため文書によるいとまがないときは電話又は口頭をもって依頼する。なお、その場合は事後速やかに知事に文書を提出する。(様式 10)

- (1) 災害状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべく事項

2. 町長は、通信の途絶等により知事に対して要請の依頼ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を直ちに知事に通知する。

< 自衛隊派遣・撤収要請系統図 >



第3 派遣部隊の受入れ

町は、自衛隊の派遣が決定した場合は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地並びに車両・器材等の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため、現場責任者を選定し自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業を推進する。
- (3) 派遣部隊の応急復旧に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用に配慮する。
- (4) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートなどの準備に万全を期する。災害派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、豊中市北消防署能勢町分署及び消防団等に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、豊中市北消防署能勢町分署及び消防団等と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障がい物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員、及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊出し及び給水

被災者に対し、炊出し及び給水の提供を実施する。

(1 0) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。

(1 1) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(1 2) その他

第 5 派遣部隊等の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、文章により速やかに知事に撤収要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

様式 1 0 自衛隊の災害派遣、撤収要請書

第 6 節 消火活動計画

町及び豊中市消防局は、地震、火災その他非常災害時に際し、消防力を最大限に発揮し、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。

第 1 消防力の現況

1. 豊中市北消防署能勢町分署の消防署員数と主力機械

豊中市北消防署能勢町分署の署員数は、23 人である。

主力機械は、小型水槽付救助工作車（STR）1 台、化学車 1 台

2. 消防団員

町内の地区別消防団員定数は次のとおりである。

地区名	団員定数	地区名	団員定数
消 防 団 本 部	34	天 王 ・ 山 辺 地 区	40
機 動 隊	56	田 尻 地 区	36
岐 尼 地 区	77	歌 垣 地 区	82
久 佐 々 地 区	84	東 郷 地 区	91
計			500

3. 主力機械

各消防団が保有する主力機械は次のとおりである。

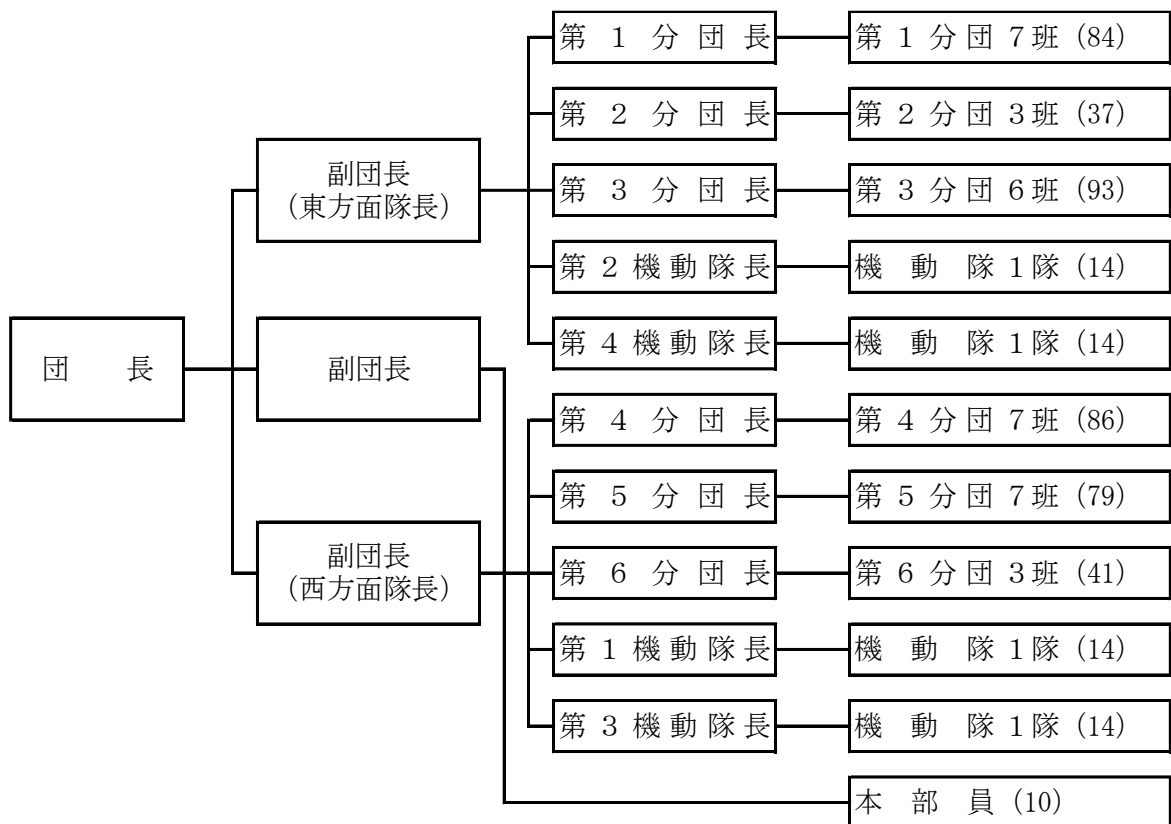
区 分	名 称	級別	台数
消防団本部	司令車		1
	多機能車		1
	水槽車		1
	軽トラック		1
機 動 隊	ポンプ自動車	A 2	4
歌垣地区	ポンプ付積載車	B 2	7
田尻地区	ポンプ付積載車	B 2	3
東郷地区	ポンプ付積載車	B 2	7
久佐々地区	ポンプ付積載車	B 2	9
岐尼地区	ポンプ付積載車	B 2	7
天王・山辺地区	ポンプ付積載車	B 2	3

第2 消防水利の現況

地区 種別	歌 垣 区 地 区	田 尻 区 地 区	東 郷 区 地 区	久 佐 々 区 地 区	岐 尼 区 地 区	天王山辺 区 地 区	計
水 槽	22	7	22	30	12	12	105
消火栓	140	68	100	283	165	74	830

第3 消防団の組織

消防団の組織図は次のとおりである。() 内は人員定数。



第4 非常警備

非常警備体制は、大火災及び非常災害時における火災警備であり、すべての消防機械、人員を最大限に活用し、その措置をとるものとする。

第5 出動の区分

1. 第1出動

電話、その他の方法により火災を覚知したときは、豊中市消防局及び機動隊2隊が

別命なく出動する。

2. 第2出動

火災の当該班が分団長の指令により出動する。

3. 第3出動

非常災害で消防団長が全分団、機動隊に対し指令するものとする。

4. 第4出動

他市町との消防相互応援協定に基づき、町長の命令により出動するものとする。

第 7 節 救助・救急活動計画

(3 - 4 0 と同文)

町は、豊能警察署をはじめ他の関係機関と相互に連携を図りながら、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

第 1 災害発生時の把握

町は、被災状況の早期把握に努め、救助・救急活動に必要な情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関への情報伝達に努める。

第 2 応援活動

(1) 救助・救急活動

ア 町は、豊能警察署及び関係機関との密接な連携のもと人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど救命効果の高い活動を実施する。

(2) 相互応援

ア 町単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合で、負傷者を搬送するためのヘリコプターが必要な場合、又は資機材等が必要な場合は、府、あるいは他市町村などに応援を要請する。

イ 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき速やかに応援を行う。

第 3 各機関による連絡会議の設置

町は、府、豊能警察署及び自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第 4 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織などは地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、豊中市北消防署能勢町分署、消防団、豊能警察署など防災関係機関との連携に努める。

第 8 節 医療助産計画

(3 - 4 1 と同文)

町は、大阪府池田保健所、医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じ迅速かつ適切な医療・助産活動を実施するものとする。

第 1 医療情報の収集活動

町は、大阪府池田保健所、医療関係機関と密接な連携のもと、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や医療情報連絡員を活用して、人的被害・医療施設の被害状況や、空床状況や活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、住民への医療機関情報の提供に努める。

第 2 現地医療対策

1. 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

町は、災害の状況に応じ速やかに池田市医師会、町国民健康保険診療所の協力を得て医療救護班を編成し、医療活動を実施する。

ア 編成数・構成

町内の医療機関等の医師、看護師、保健師などを基準とした医療救護班を編成する。

イ 参集場所

町災害医療センター（町国民健康保険診療所）

※派遣方法については別途定めるものとする。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有していない場合は、町が搬送手段を確保し搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

町は必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置する。なお、設置場所については、各避難所やその他適当で安全な場所に設置する。

また、医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

なお、救護所の運営については別途定めるものとする。

(4) 医療救護班の受け入れについては、福祉担当課が窓口となり府の支援・協力のもと救護所への被災状況に応じた配置調整を行う。

2. 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

災害発生直後、池田市医師会、町国民健康保険診療所の協力により編成、派遣された医療救護班等が応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行

う。

この場合、発災当初からの外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応えた医療救護班で構成する医療チームで構成する医療チームで構成する。

（２）医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処理
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

第３ 後方医療対策

１．後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度に応じて受け入れ、治療を行う。

（１）受け入れ病院の選定と搬送

町は、大阪府池田保健所と連携して、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等で提供される患者受け入れ情報に基づき特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

（２）患者搬送手段の確保

ア 陸上輸送

患者の陸上輸送は原則として町が所有する救急車で実施する。町が救急車を確保できない場合、町が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター輸送

患者のヘリコプター輸送は、町長が必要に応じ府又は大阪市消防局に対し要請する。

２．災害医療機関の役割

（１）災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

- ① ２４時間緊急対応により多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷などの災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- ② 患者及び医薬品などの広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療

機関との調整

③地域医療機関への応急用医療資器材の貸し出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患などで専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う

ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対する医療機関などへの支援

エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 町災害医療センター

町災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 町の医療拠点としての患者の受け入れ

イ 災害拠点医療機関と連携した患者の受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び町災害医療センターなどと協力し率先して患者を受け入れる。

第4 広域の後方医療活動

町救護所本部は、救護所及び町内医療機関での傷病者の収容と処置が困難な場合、府と調整して被災地以外の災害拠点病院等に広域の後方医療活動を要請する。

第5 医薬品等の調達

町は、医療救護活動に必要な医療器具・医薬品・衛生材料等について、町の現有するものを使用するものとするが、不足する場合は地域の医療関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達や供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第6 個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる疾病（人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等）に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等の関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。町は、医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じて迅速かつ明確な医療・助産活動を実施する。

資料 1－1 2 町内医療機関一覧表

資料 1－1 3 医療救護班編成表

第 9 節 避難計画

町及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難指示・誘導等の必要な措置を講ずる。

その際、町は自らが定める「能勢町災害時要援護者避難支援プラン」等に沿った避難行動要援護者に対する避難支援に努める。

第 1 避難の指示

1. 避難のための立ち退き指示の権限

住民の生命または身体を災害から保護し、再び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は避難のための指示を行う。

実施者	災害の種類	要 件	根拠法令
町 長 (指 示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき（災害対策基本法第60条第5項の規定により、知事 が町長に代わって実施する場合がある。）	災害対策基本法 第60条
知 事 (指 示)	災害全般	知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行	
警 察 官 (指 示)	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指 示)	洪 水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自 衛 官 (指 示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

2. 避難情報の住民への周知

町長等は、避難情報を発令したときにエリアメールやホームページ等より周知徹底を図る。

(1) 避難情報文例及び信号

ア 高齢者等避難

警戒レベル3 高齢者等避難

こちらは能勢町災害対策本部です。

ただ今、〇時〇分に町内全域(又は〇〇地区)に高齢者等避難を発令しました。

高齢者や障がいのある方など避難に時間を要する方は、すみやかに安全な場所に避難してください。

イ 避難指示

警戒レベル4 避難指示

こちらは能勢町災害対策本部です。

ただ今、〇時〇分に町内全域(又は〇〇地区)に避難指示を発令しました。

住民の皆さんは、ただちに安全な場所に避難してください。

ウ 緊急安全確保

警戒レベル5 緊急安全確保

こちらは能勢町災害対策本部です。

ただ今、災害が発生し、非常に危険な状態です。

ただちに、命を守るため、最善の方法をとってください。

エ 水防信号

水防法第13条に基づく水防に用いる信号は、次のとおりである。

<水防信号>

警 鐘 信 号				サ イ レ ン 信 号					
第 1 信号	○休 止	○ 休 止	○ 休 止	約5秒 ○ —	約15秒 休 止	約5秒 ○ —	約15秒 休 止	約5秒 ○ —	約15秒 休 止
第 2 信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約 5 秒 ○ —	約 6 秒 休 止	約 5 秒 ○ —	約 6 秒 休 止	約 5 秒 ○ —	約 6 秒 休 止
第 3 信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒 ○ —	約 5 秒 休 止	約10秒 ○ —	約 5 秒 休 止	約10秒 ○ —	約 5 秒 休 止
第 4 信号	乱 打			約 1 分 ○ —	約 5 秒 休 止	約 1 分 ○ — 休 止			
発信方法	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。								

- 注) 第1信号 河川では量水標が警戒水位及び洪水のおそれがあることを知らせるもの
第2信号 消防団に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

3. 避難路の確保

町、道路管理者、豊能警察署は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 避難者の誘導

1. 町

避難者の誘導は、道路管理者が豊能警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、町が自主防災組織や区等と連携してできるだけ集団避難を行う。また、「能勢町災害時要援護者避難支援プラン」に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する

2. 学校・病院の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者を安全に避難させるための避難誘導を行う。

3. 避難順位及び避難者の心得

(1) 避難順位

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- ア 避難行動要支援者及び介助者
- イ ア以外の住民
- ウ 防災従事者

(2) 避難者の心得

避難者の心得として、次のような事項を日頃から周知徹底を図る。

- ア 火の元の点検、消火をする。
- イ 大雨、台風時期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、階上に移動させる。
- ウ 危険物の始末、電気のブレーカーを切る。
- エ 避難時に携帯する荷物は最小限とし、3日分の食料、飲料水、タオル、ちり紙、最低限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等を準備する。また、必要に応じて防寒雨具を携行する。
- オ 氏名票を常に携行する。(氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので、防水性のあるもの)
- カ 身近に危険が迫ったときは、避難指示を待たずに自主的に避難する。
- キ 自主避難者は、災害及び災害状況から判断し、安全な避難路を選定する。
- ク 自家用車による避難は行わない。

第3 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は、警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命ずる。

< 警戒区域の設定 >

設定権者	種 類	要件(内容)	根拠法令
町 長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知 事	同上	上記の場合において町が全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警察官	同上	上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき。または、それらのものから要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場に行かない場合に行うことができる。	災害対策基本法 第63条
消防吏員 消防団員	水害を除く 災害全般	(危険物の漏洩現場等で) 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき。または水防上緊急の必要があるとき。	消防法 第28条、第36条 (第23条の2) 水防法 第21条
警察官 (警察署長)		上記の場合で、消防団員が火災現場にいないとき。またはこれらの者から要求があったとき。	
消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法 第21条
警察官		上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

※消防法第23条の2は、危険物漏洩等に対する警戒区域で警察官ではなく警察署長が代行できる。

2. 規制の内容及び実施方法

町長は警戒区域を設定したときは、撤去の確認又は立入禁止の措置を講ずるとともに豊能警察署の協力を得て可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

資料 1－16 一時避難場所一覧表

資料 1－17 広域避難場所一覧表

資料 1－18 避難所一覧表

図 8 避難所位置図

様式 2 避難所収容者名簿

様式 3 避難所開設日誌

様式 4 備品消耗品出納簿

様式 5 避難所入所者票

様式 6 避難所物品受払簿

様式 7 避難所設置及び収容状況

第 10 節 二次災害の防止

(3-47 と同文)

関係機関は、余震又は大雨による浸水、土石流及び建築物の倒壊などの備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民への啓発に努めるものとする。

第 1 公共土木施設等

1. 被災施設、危険箇所の点検・応急措置

町は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

2. 避難及び立入制限

町は、著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、避難施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第 2 建築物等

1. 公共建築物

町は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物

町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域などを定めて応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者などにその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第 3 被災宅地

町は、宅地の被災状況を府に報告するとともに、対象とする区域を定めて応急危険度判定を実施する。危険度判定士は、府への要請等により確保し、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第 4 危険物施設（危険物施設・高圧ガス施設・毒物劇物施設）

1. 施設の点検、応急措置

危険物施設の管理者は、大爆発などの二次災害防止のため施設の点検、応急措置を行う。必要に応じて立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。

2. 避難及び立入検査

危険物施設の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 応急工事

施設管理者は、危険がなくなったあと被害の程度に応じた仮工事により施設の応急の機能確保を図る。

第 1 1 節 緊急輸送・交通規制活動計画

(3 - 4 4 と同文)

町は、消火・救助・救急・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送活動に努めるものとする。

豊能警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがある場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第 1 陸上輸送

1. 緊急交通路の確保

(1) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

豊能警察署及び道路管理者は、府が選定した広域緊急交通路に連絡する地域緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を町及び府に連絡する。

ア 点検

道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び豊能警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路管理者は、道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、豊能警察署と協議し区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

(2) 警察官、自衛官、消防吏員及び消防団員による措置命令

警察官は、通行禁止区域において車両、その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい生じるおそれがあると認められるときは、車両、その他の物件の所有者に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員及び消防団員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行のため同様の措置を講ずる。

(3) 交通規制の標識等の設置

町及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き規制の対象、期間などを表示した標識等を設置する。

(4) 道路啓開

道路管理者は、放置車両その他物件（以下、車両等）が緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める時は、指定道路区間を指定して、車両等の占有者、所有者または管理者（以下、車両等の占有者）に対し、当該車両等の移動等、通行の確保のため必要な措置を命ずることができる。

また、車両等の占有者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両等の移動等を行うことができる。

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動に際して民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察（豊能警察）、他の道路管理者と相互に協力する。

＜交通規制の実施責任者及び範囲＞

実 施 責 任 者		範 囲	根 拠 法令
道路 管理 者	国土交通大臣 府 知 事 町 長	①道路の破損・決壊その他の事由により危険であると認められる場合	道路法 第46条第1項
		②道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	
警 察	公 安 委 員 会	①災害応急対策に従事する者や、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		②道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合、通行禁止その他の交通規制を実施する場合	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を実施する場合	道路交通法 第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じる恐れがある場合	道路交通法 第6条第2項、 同条第4項
自 衛 隊 ・ 消 防	自衛隊 消防吏員 消防団員	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、消防吏員及び消防団員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を講ずる	災害対策基本法 第76条の3

2. 地域緊急交通路の周知

町及び道路管理者は、報道機関などを通して、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフラインなど緊急輸送活動に係る関係機関に対して交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、地域緊急交通路の機能を十分に発揮させるため住民への周知を行う。

3. 緊急通行車両の確保

（1）事前届出済の車両

災害が発生し、災害対策に使用する必要が生じたときは、事前届出済の車両については、直ちに総務部が事前届出済証を豊能警察署に提出し、標章及び証明書の交付を受ける。

（2）新たに必要となった車両

災害発生後、新たに災害対策に使用することとなった車両については、総務部

が知事又は府公安委員会(豊能警察署)に対して緊急通行車両の確認申請を行う。

(3) 標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は府公安委員会(豊能警察署)から所定の標章及び証明書が交付されるので車両の前面の見やすい位置に貼り付ける。

4. 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障がい物の除去に努める。

第2 航空輸送

状況に応じ陸上輸送を補充する活動として航空輸送を行う。

1. 輸送基地の確保

(1) 町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障がい物の有無等、利用可能状況を把握し府に報告する。

(2) 町及び大阪府は、大阪市消防局、豊能警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2. 輸送手段の確保

町は、大阪市消防局、豊能警察署、自衛隊の協力を得て輸送手段の確保を図る。

様式 1 1 緊急通行車両事前届出書

様式 1 2 緊急通行車両確認申請書

様式 1 3 緊急通行車両認定証明書

様式 1 4 緊急通行車両標章

第 1 2 節 ライフライン応急対策計画

(3 - 4 9 と同文)

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

第 1 被害の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には速やかに施設等の被害状況を調査し、被害が生じた場合は町に報告する。

第 2 上水道

1. 応急給水及び復旧

- (1) 府は、府域に震度 5 弱以上を観測した場合には、町並びに他の市町村と協力して直ちに大阪府水道震災対策中央本部を設置し、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、集合調整、支持、支援を行う。
- (2) 給水車、トラックなどにより応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。
- (3) 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら医療機関、社会福祉施設などの給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- (4) 被災状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達し広報する。

第 3 下水道

1. 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては協定や要請に基づき他の下水道管理者等から支援を受ける。

2. 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報を行う。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報を行う。

第 4 電力（関西電力株式会社池田技術サービスセンター）

1. 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止などの危険予防措置を講ずるとともに、町、府、消防機関、豊能警察署の通報及び付近住民への広報を行う。

2. 応急供給及び復旧

- (1) 被害によっては、他の電力会社との協定に基づき電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に発電機車両などにより応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

(5) 再供給に際しては、十分な点検を行い二次災害の防止に努める。

3. 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気設備及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報を行う。

第5 ガス（（一社）大阪府LPガス協会（豊能豊中支部豊能地区能勢班））

1. 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから普及を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に代替燃料、機器を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。
- (5) 災害時において復旧用資機材置場及び復旧拠点の用地確保について町に要請しその確保を図る。

2. 広報

- (1) 二次災害を防止するためのガス漏洩時の注事事項についての情報の広報を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを町並びに関係機関、報道機関に伝達し広報を行う。

第6 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店 設備部災害対策室）

1. 通信の非疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置などの疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が困難な場合は、臨機に利用制限などの措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は一般の加入電話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供（西日本電信電話株式会社）、利用制限などの措置を講ずる。

2. 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3. 設備の応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事を優先して復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携して早期復旧に努める。

4. 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気設備などの状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

資料 1－1 防災関係機関連絡先一覧表

第 1 3 節 交通の安全確保計画

(3 - 5 2 と同文)

道路施設管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第 1 被害状況の報告

各施設の道路管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を町又は府に報告する。

第 2 各施設の復旧

1. 町の管理する道路

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者から応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報を行う。

2. その他の交通施設

国道、府道の交通施設については、各管理者の計画によるが、町では被害によっては連絡、応援を行う。

第 3 各施設管理者（町、府、近畿地方整備局）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防団、豊能警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等、適切な措置を講ずる。

第 4 障がい物の除去

(1) 実施責任者

町は、町の管理する道路について、交通の支障となる障がい物を除去し、除去した障がい物によっては廃棄物処理計画を策定する。

(2) 障がい物の除去の優先順位

- ア 緊急輸送及び消火・救助・救急活動を行う上で、重要な道路（緊急交通路）
- イ 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- ウ 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防団が防御線をはる道路）
- エ その他災害応急対策活動上重要な道路

(3) 資機材の確保

障がい物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、町内

の建設業者から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。

(4) 障がい物の集積場所

災害で発生した障がい物は、廃棄するものについては除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場などのほかに、その他の公有地についても協力を得て一時的に集積し処理する。

第2章 応急復旧期の活動

(3-56と同文)

第1節 災害救助法適用計画

町長は、自ら実施する災害応急措置のうち、災害により住宅が滅失した世帯数が災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が救助を要する状態にある場合は、その旨を知事に報告するとともに法の適用を申請する。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における適用の基準は次のいずれかに該当する災害に適用される。

1. 適用基準

- (1) 町域内の住家滅失世帯が40世帯以上に達するとき
 - (2) 府下の住家滅失世帯数が2,500世帯以上で、町域内の住家滅失世帯数が20世帯以上に達するとき
 - (3) 府下の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生し、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき
 - (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合
- ※住宅滅失した世帯数の算定については次の基準による。

ア 全壊又は全焼した世帯は1世帯とする

イ 半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

ウ 床上浸水、土砂の堆積などにより、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

2. 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊又は全焼、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で一時的住居困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

第2 災害救助法の適用手続き

1. 災害救助法の適用要請手続き

町長は、本町における災害の程度が前記第1の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を知事に報告し、法の適用を要請しなければならない。

- (1) 災害発生の日時及び場所

- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に行った救助措置及び今後取ろうとする救助措置

第3 救助の内容

1. 実施責任者

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)について府が実施し、その他については町が府の委託を受け実施する。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く）供与
- (2) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の貸与
- (9) 火葬等
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2. 適用要請に支障のあるときの措置

町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第4 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、府災害救助法施行規則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で万全を期することが困難な場合は、その都度、厚生労働大臣に協議して個々に基準を定める（特別基準）こととなる。

資料1－21 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第2節 避難所の開設・運営計画

(3-31と同文)

町は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し開設するものとする。

第1 避難所の開設

町長は、避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難場所を指定し、周知するとともにあらかじめ指定した町職員を避難所を管理するための責任者として速やかに派遣し、避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合はあらかじめ協議した地区会、自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、避難所に指定されていない町の施設や災害の場所及び状況等により、区自治会等の集会場や公民館等を自主避難所として充てるほか、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、町は避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテルなどを避難所として借り上げるなどの多様な避難所の確保に努める。

第2 避難所の管理・運営

避難所の運営管理体制について下記のとおり定める。

1. 避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者であること

イ 現に災害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

ア 避難指示が発せられた場合

イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(3) その他避難が必要と認められる者

2. 災害対策本部との連絡体制

避難所責任者は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況などを定期的に一般加入電話あるいはファクシミリで報告する。

3. 地区会、自主防災組織及び施設管理者との連携

避難所管理者は、地区会、自主防災組織や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の配分などに従事し避難所の効率的な運営に努める。

4. 避難所の運営・管理の留意点

避難所の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して避難所の運営、管理に

あたる。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況、予定などの情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化などの状況に応じたプライバシーの確保及び男女のニーズの違いなど、男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する）
- (8) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

第3 避難所の早期解消のための取組

町は府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家など利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど避難所の早期解消に努める。

また、町は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を推進する。

第4 福祉避難所の開設

避難所において、避難行動要支援者への配慮を必要とする状況となった場合には、福祉担当課は福祉避難所（保健福祉センター2階）を開設する。

開設後は、ホームヘルパーなどを派遣し避難者の介護支援を行う。

第5 避難所の閉鎖

1. 町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

なお、避難者のうち家屋の倒壊などにより帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとすものとする。

2. 避難所管理者は、町長の指示により避難者を帰宅させるなど必要な指示を与える。

第 3 節 緊急物資供給計画

(3 - 5 8 と同文)

町は、家屋の倒壊・滅失により、飲料水・食料・生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

第 1 給水活動

町は、府と相互に協力して、速やかな給水に努める。

なお、府は府域に震度 5 弱以上を観測した場合には、町並びに他の市町村と協力して直ちに大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整・指示・支援を行う。

1. 給水の方法

給水活動を円滑に実施するため次の措置を講ずる。

- (1) 浄水池、配水池などの給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車、トラックなどによる給水の実施
- (3) 仮設給水栓、共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) パック水、缶詰水の配布

2. 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施するものとする。
 - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動態勢を整備する。
 - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとるものとする。
 - ア 施設の損壊、漏水の障がいに応急復旧する。
 - イ 水道が汚染し飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用禁止・停止及び制限などの措置をとる。
- (3) 水道施設の損壊などにより、浄水の供給が広範囲に不可能となったときは、直ちに事故報告を府知事に提出するものとする

3. 給水の対象等

飲料水供給の対象、供給期間、供給に要する費用の限度などは、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

4. 応援要請

被害が甚大で町単独では実施困難な場合は、速やかに府水道震災対策相互協定に基づく応援要請を行う。

第2 食料・生活必需品の供給

町、大阪府をはじめ関係機関は、被災者に対して迅速かつ円滑に食料及び生活必需品を提供する。

1. 町、大阪府及び関係機関の役割

町は、発災時において必要な物資を確保、供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府に対し応援を要請する。また、他の市町村、近畿農政局（大阪支局）、日本赤十字大阪府支部に応援を要請した場合は、大阪府に報告する。

（1）町の役割

- ア 避難所ごとの必要量の算定
- イ 災害用救助物資の供給
- ウ 物資の調達

（2）府への応援要請

町は、府に対し次の措置を講じるよう応援を要請する。

- ア 必要量、ニーズの情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 市町村間の応援措置についての指示
- エ 日本赤十字社大阪支部に対して、毛布、日用品の供給
- オ 物資が不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- カ 町の集積地までの応援物資などの輸送

（3）関係機関

町及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

- ア 近畿農政局（大阪支局）
応急用食料品及び米穀の供給に関する連絡・調整
- イ 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- ウ 近畿経済産業局
生活必需品等を取り扱う業者、団体と調整する。

2. 食料の供給

町は、被災者に対して「食料の供給及び調達を円滑にするため、災害用食料の緊急調達方法を確立し、一時的に被災者の食生活を確保するものとする。

（1）食料の調達

町は、町で備蓄する食料のほか、あらかじめ町内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るものとするが、町単独では必要数量を調達できないときは、府に要請して備蓄食料を受ける。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者には、必要に応じておかゆなどの食べやすい食料の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(3) 供給方法

ア 炊き出しは、避難所に収容された罹災者に対し各避難所において実施する。

町長は、各避難所において炊き出しに使用できる設備などの状況を把握しておくとともに、器材の調達についても、器材の調達先などを定めておく。

イ 炊き出し以外の食料の供給については、配給品目、数量などを明らかにし、罹災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施しなければならない。

ウ 食料の供給にあたっては衛生的に取り扱うことに特に注意して行う。

(4) 炊き出し、配給の基準等

炊き出し、配給の対象者、支給制度、期間などは災害救助法に定める基準によるものとする。

第3 生活必需品の供給

町は、災害時において被災者に対して寝具、被服、その他生活必需品を円滑に供給するため、平常時から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品の放出可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に勤めるものとする。

(1) 調達方法

町は、町で備蓄している生活必需品のほか、あらかじめ町内の関係業者との協力を得て協議のうえ調達するものとし、必要量が確保できない場合は府に対して物資の調達斡旋を依頼する。

(2) 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで、民間協力団体及び町内業者の協力のもとに実施し、罹災者に不公平が生じることのないよう適切に実施するものとする。

ア 生活必需品等の範囲

- ①寝具（毛布、布団等）
- ②被服（肌着等）
- ③炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑤保育用品（哺乳瓶等）
- ⑥光熱材料（マッチ、ろうそく、液化石油ガス等）
- ⑦日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ⑧衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

(3) 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

資料 1－2 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第4節 保健衛生活動計画

(3-61と同文)

町は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

府及び町は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)及び「災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)」に基づき、緊密な連携をとりつつ患者等の人権に配慮しながら防疫活動を実施する。

1. 府

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症の蔓延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告を行う。(※1)
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者については入院の勧告を行う。
- (3) 町に対して防疫活動に係る指導、指示を行う。
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、蔓延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い、又は町に対して指示を行う。(予防接種法第6条)
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。

2. 町

- (1) 府の指導、指示により次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒処置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫などの駆除(感染症法第28条)
 - ウ 避難所等の防疫指導(予防接種法第6条)
 - エ 臨時予防接種(予防接種法第28条)
 - オ 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫に必要な薬品の調達、確保
- (3) 自らの防疫活動が十分でないと認められるときは府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療機関に関する法律により府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 被災者の健康維持活動

町は、大阪府池田保健所と連携し、被災者の健康状態、栄養状態などを十分に把握するとともに、助言、加療など被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師などによる巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断などを実施する。その際女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関などに連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2. こころの健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障がい（P T S D）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を設置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 応援要請

町は、防疫活動又は健康維持活動において町域での対処が困難になった場合は、府及び関係機関に応援要請する。

第4 動物保護等の実施

大阪府、町及び関係機関は、相互に連携し被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められていることから、大阪府は、町、大阪府獣医師会等の関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し動物の保護・収容等を行う。

2. 避難所における動物の適正な飼育

大阪府は避難所を設置する町と協力して飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 大阪府は各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について町との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整
- (3) 他府県市長との連絡調整及び応援調整を行う。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害がおよぶおそれがあるときに大阪府、警察、町等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第5節 避難行動要支援者への支援

(3-63と同文)

町及び府は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

- (1) 町は、災害発生直後には民生委員・児童委員協議会をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織などの協力を得ながら、在宅避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。
- (2) 町及び府は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員・入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して居宅、避難所及び応急仮設住宅などにおいて、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居室、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣など在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、町及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障がい（PTSD）などの対応するため心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送るよう必要な支援を行うとともに、居室、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び次の社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ可能な限り受け入れるよう努める。

第3 広域支援体制の確立

町は、府に対して避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて介護職員などの福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行われるよう要請する。

第 6 節 社会秩序の維持

(3 - 6 5 と同文)

町は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第 1 住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心への安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第 2 物価の安定及び物資の安定供給

町は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品などの物価が高騰しないよう監視・指導し、適切な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所などの消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2. 生活必需品等の確保

町は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については国、府、事業者などと協議し物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第 7 節 農林関係応急対策計画

(3 - 5 4 と同文)

町、府及び農業協同組合は、農産業に関する応急対策を講ずるものとする。

第 1 農業用施設

町、府及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期の調査し、応急復旧を図る。

1. 町

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い必要に応じ応急措置を講ずる。

2. 府

(1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し必要な指示を行い、応急復旧を速やかに進める。

(2) 出水等により広範囲にわたり湛水の危険がある場合は、関係機関と直ちに連絡を取り災害区域全体の総合調整のうえ応急措置を講ずる。

3. 土地改良区等

管理施設 (ため池、農道、水路等) が損壊した場合は、関係機関に連絡しその協力を得て応急措置を講ずる。

第 2 農産物

町、府及び農業協同組合は、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

第 3 畜産

町、府及び畜産関係者は、災害時において家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、予防と蔓延防止のため応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 伝染病の発生などについて速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予防対策を実施する。

(2) 伝染病発生畜産舎の消毒については、府の指定により実施する。

(3) 伝染病発生に伴う必要消毒薬又は一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。

第 4 林産物応急対策

1. 災害対策技術の指導

町及び府は、府及び森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。

2. 補助事業の実施

町及び府は、被災造林地において、幼齡林の倒木起こし作業等の補助事業の実施に

より早期復旧を図る。

3. 管理者への指示

町及び府は、特用林産物の栽培施設等の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。

第 8 節 住宅の確保計画

(3 - 6 4 と同文)

第 1 被災住宅の応急修理

町及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には高齢者、障がい者を優先する。

第 2 住宅障がい物の除去

1. 崖崩れ、浸水などにより居室、炊事場、玄関などに障がい物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障がい物の除去を行う。
2. 必要に応じ府に対して要員の派遣及び機械器具の斡旋等を要請する。

第 3 応急仮設住宅の建設

府は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、町と建設場所、建設戸数等について十分協議したうえで、応急仮設住宅を建設し供与する。

ただし、府から委任を受けた場合は町が実施する。

1. 応急仮設住宅の建設にあたっては、府と調整して発災後 20 日以内に着工する。
2. 応急仮設住宅の管理は、府と協力して実施する。
3. 町が協力し、集会施設など生活環境の整備を促進する。
4. 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から原則として 2 年以内とする。
5. 高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第 4 公共住宅への一時入居

町及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・町営住宅、住宅供給公社、都市再生機構住宅などの空き家への一時入居の措置を講ずる。

第 5 住宅に関する相談窓口の設置等

1. 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
2. 町及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請など適切な措置を講ずる。

第9節 応急教育等計画

(3-66と同文)

町は、文教施設の被災又は小中学校児童生徒及び保育園児の罹災により通常の実業がでない場合にはおける応急教育などの実施は、次のとおりとする。

第1 教育施設の応急整備

町教育委員会は、被災を受けた公立学校の授業実施のため、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1. 応急教育の実施

(1) 学校長

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定などの連絡

(2) 町

学校が避難所などに指定され長期間使用不可能と想定される場合は、他の公共施設への避難所の転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 町教育委員会

児童・生徒の転校手続きなどの弾力的運用を図る。

2. 学校給食の応急措置

学校長及び町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設などの復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1. 就学援助等に関する措置

町教育委員会は、被災により就学が困難となり又学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助する。

または、町立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2. 学用品の支給

町は、災害救助法に基づき就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して教科書及び文房具、通学用品を支給する。

3. 児童・生徒の健康管理

町教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、学校医及び保健所、子ども家庭センターなどの専門機関との健康管理を図りつつ、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談などを実施する。

第4 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理者は、被災状況を調査し、その結果を町教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。

町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者又は管理者に対し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第5 応急保育

1. 保育児童の安全確保

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、休所、途中帰宅など適切な措置をとるものとする。

2. 保育施設の応急整備

町は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3. 保育児童の健康保持

町は、被災地区の保育児童に対しては、保健所の指示・援助により健康診断、検便などを行い、健康保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な指導を行うものとする。

第 10 節 廃棄物の処理計画

(3-68 と同文)

町は、府と協力してし尿、ごみ及び瓦礫について被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため適切な処理を実施するものとする。

第 1 し尿処理

1. 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に対して配慮しつつ速やかに仮設便所を設置する。

2. 処理活動

- (1) 速やかにし尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。
- (4) 下水道処理施設と連携し、補完しながら適切な処理を行う。

第 2 ごみ処理

1. 初期対応

- (1) 避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障がないようにごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上早期の収集が必要な生活ごみは迅速に収集処理する。
- (4) 消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第 3 瓦礫処理

1. 初期対応

- (1) 瓦礫の発生量を把握する。
- (2) 瓦礫の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、瓦礫の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2. 処理活動

- (1) 瓦礫の処理については、危険なもの、通行に支障のあるものを優先的に収集運搬する。
- (2) 瓦礫の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分に配慮する。
- (4) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第 1 1 節 遺体の搜索処理及び火葬等の計画

(3 - 7 0 と同文)

町は、遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとるものとする。

第 1 豊能警察署

1. 災害発生地域における遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し検視（検分）を行い遺族等に引き渡す。
2. 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存などを行うとともに、町及び防災関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第 2 遺体の処理及び埋葬

1. 身元不明の遺体処理については、豊能警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
2. 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、町が代わって実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - (2) 埋葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ B&G 海洋センター、寺院などの適切な場所に一時安置する。
 - (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況など、関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体運搬の手配を実施する。
 - (4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨壺等の支給など必要な措置を講ずる。

第 3 応援要請

町は、遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき府に対して必要な措置を講ずる。

第 1 2 節 自発的支援の受入れ

(3 - 7 1 と同文)

町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第 1 ボランティアの受入れ

町は、府、日本赤十字社大阪支部、大阪府社会福祉協議会、能勢町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

(1) 受入れ窓口の開設

能勢町社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点の提供

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救援物資の仕分け、配布
- ウ 高齢者・障がい者などの避難行動要支援者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 避難行動要支援者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他（被災者に対する支援活動など）

(3) 活動拠点の提供

ボランティアの活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第 2 義援金の受付・配分

町に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1. 義援金

(1) 受付

- ア 町に寄託される義援金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 町は、府又は日本赤十字社などから配分を委託された義援金を配分する。

2. 義援物資

町は、あらかじめ定めた計画に従い義援物資の受付・保管・配分・輸送を行う。

第 3 海外からの支援の受入れ

町は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1. 国との連絡調整

海外からの支援受入れは、基本的に国において推進されることから、国、府と十分

な連絡調整を図りながら対応する。

2. 支援の受入れ

(1) 府と連携し次のことを確認のうえ、受入準備をする。

ア 支援内容、到着予定時刻、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたって極力自力で活動するよう要請するが必要に応じて府と連携し次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保